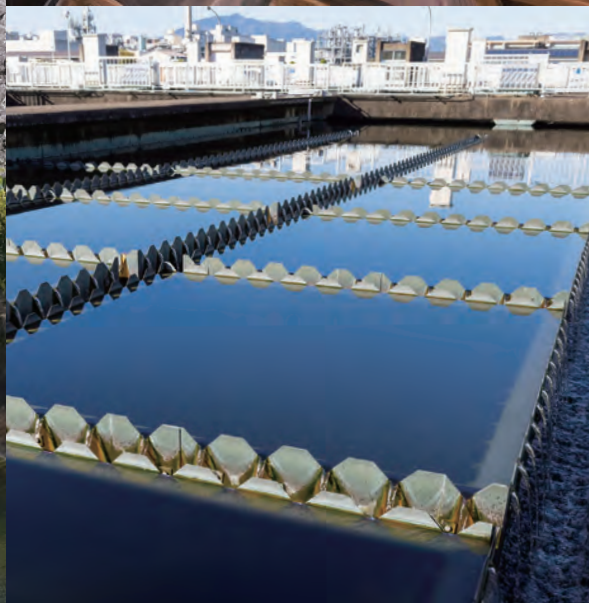


京の上下水道

24時間365日

皆さまの命と暮らしを守るために——





琵琶湖疎水の魅力を発信中!!

明治23年の竣工以来、今日まで、琵琶湖から京都へ豊かな水を運び続ける琵琶湖疎水が令和2年6月、文化庁の「日本遺産」に認定されました。

京都市上下水道局では「舟に乗っても、沿線を歩いても楽しめる」をテーマに、明治の先人たちが築き上げた偉業を次世代へ継承するとともに、疎水の更なる魅力発信に向けた取組を進めています。



散策道「そすいさんぽ」



琵琶湖疎水ガイドブック

日本遺産 琵琶湖疎水





Contents

◆ 京都市上下水道局のめざすもの	1
◆ 水道・下水道とは	2
◆ 水道・下水道の仕組み	3
◆ 水道給水区域	5
◆ 浄水場	6
◆ 下水道処理区域	7
◆ 水環境保全センター	8
◆ 安全・安心で おいしい水の確保と 良好な水環境の創造のために	9
◆ 24 時間 365 日 皆さまの命とくらしを守るために	11
◆ これからの水道・下水道	14
◆ ご家庭の水道	19
◆ ご家庭の下水道	20
◆ 助成金制度	21
◆ 水道料金、下水道使用料	23

● 京都市上下水道局マスコットキャラクター ●



ホタルの すみと

ひかり

清らかな水が流れる川辺で見かけるホタルをモチーフに平成 9 年（1997 年）に生まれました。上下水道局のイベントなどで見かけたら、気軽に声を掛けてあげてください。



表紙写真：
©Pokémon.
©Nintendo/Creatures
Inc./GAME FREAK
inc.



琵琶湖疏水記念館



びわ湖疏水船

～令和6年春、琵琶湖・大津港へ延伸！～

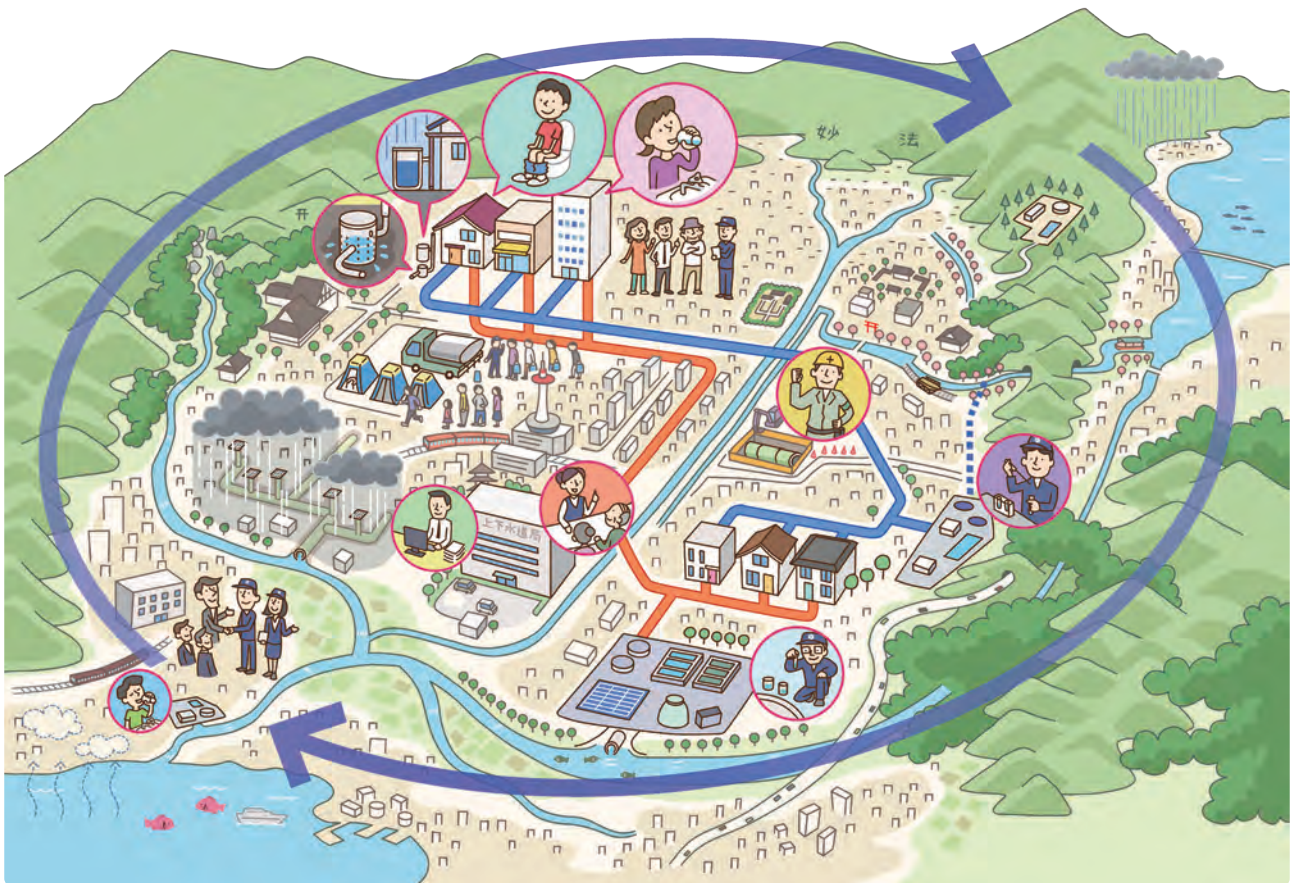
京都市上下水道局のめざすもの

山紫水明の美しいまち、京都の安全・安心で快適な暮らしを支える水道事業・公共下水道事業は、明治の先人達が、大粒の汗とともに築き上げた「琵琶湖疏水」という貴重な財産を守り発展させてきた歴史の上に成り立っています。

一方で、現在、節水型社会の定着や人口減少による水需要の減少に加え、管路や施設の老朽化が更に進むことにより、経営環境が厳しさを増すほか地震や大雨等の災害への備えやこれまでに培ってきた技術の継承など、様々な課題に直面しています。

また、周辺の事業体でも同様の課題を抱える中で、経営基盤の強化を目的とした広域化・広域連携の検討が必要となっているほか、全庁的に進める文化を基軸とした京都ならではのまちづくりなど、本市の水道事業・公共下水道事業に求められる役割は多様化しています。

このような状況にあっても市民の皆さまの重要なライフラインである水道・下水道を50年後、100年後の未来につないでいくために、上下水道局は全力で取り組んでいきます。



意外にすごい水道水！ミネラルウォーターと比べると…

- 安全安心
水質検査で調べる項目数は**約1.5倍**
- 環境に優しい
製造に要するエネルギー量は**約700分の1**
- 安い
10リットル当たりの料金を比べると**約400分の1**

にれ水
届て場
くまで道
で、水
蛇作が
口ら浄



にれル
並てが
ぶペット
まで、製
店造ポ
頭造ト

多くの方に水道水を飲んでいただけるよう、給水スポットの設置を進めています。市内800か所以上あるお近くの給水スポットはHPをご確認ください。



水道・下水道とは

水道・下水道の役割

水道・下水道は、都市の基盤施設であると同時に、日常生活を支える重要なライフラインです。

水道は、安全・安心な水道水を安定的にお届けし、飲料水をはじめ、風呂、トイレ、炊事、洗濯など、文化的・衛生的な暮らしを支えています。

下水道は、汚水を集め、再びきれいにして川や海へ戻すことにより、衛生的で快適な暮らしを支えるとともに、市内河川や淀川、大阪湾などの流域全体の水環境を守っています。さらに、大雨による浸水からまちを守り、安心して暮らせるまちづくりにも貢献しています。

水道の役割

安全・安心な飲料水をお届けする

湖や川の水を安心して飲める安全な水にするため、様々な浄水処理を行い皆さまにお届けします。



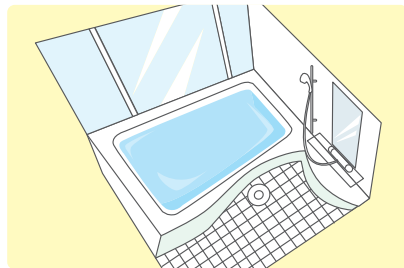
安定的に水をお届けする

皆さまのご家庭の蛇口まで、いつでも安全・安心な水を安定的にお届けします。



文化的・衛生的な暮らしを支える

風呂、トイレ、炊事、洗濯など、文化的で衛生的な暮らしを支えます。



下水道の役割

衛生的で快適な暮らしを支える

水洗トイレが使える、まちが清潔になるなど、衛生的で快適な生活環境を支えます。



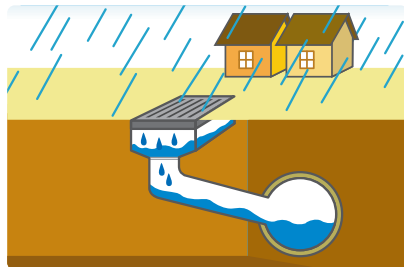
水環境を守る

汚水をきれいにして川や海へ戻すことで、良好な水環境を守ります。



まちを浸水から守る

雨水を集めて川へ流し、浸水から命や財産を守ります。



PR 動画好評配信中！

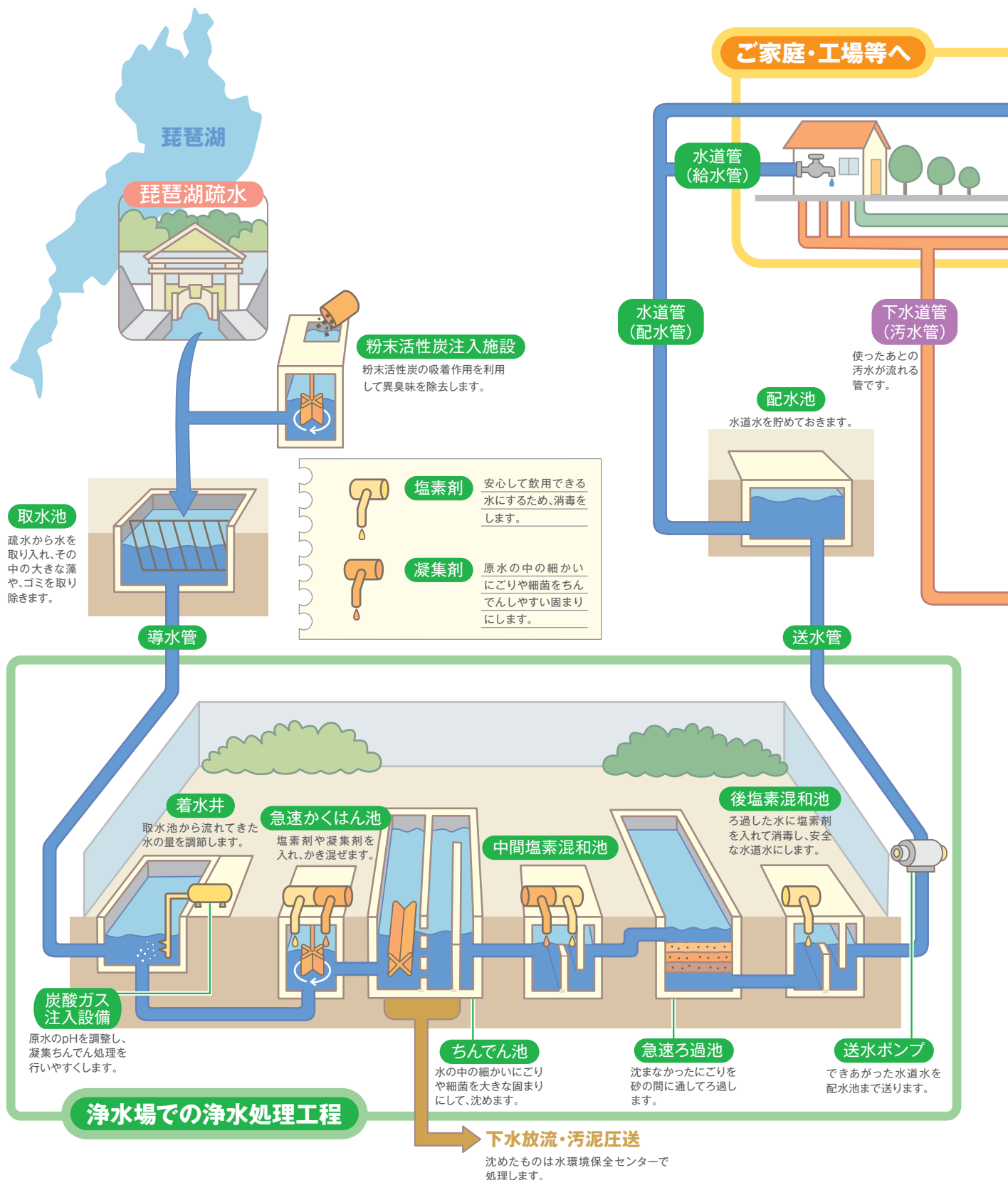
上下水道事業をわかりやすく発信し、事業に親しみを持っていただくため、普段は入ることができない上下水道施設を紹介した動画などをYouTubeやSNSで配信中！

京都市上下水道局 動画

検索



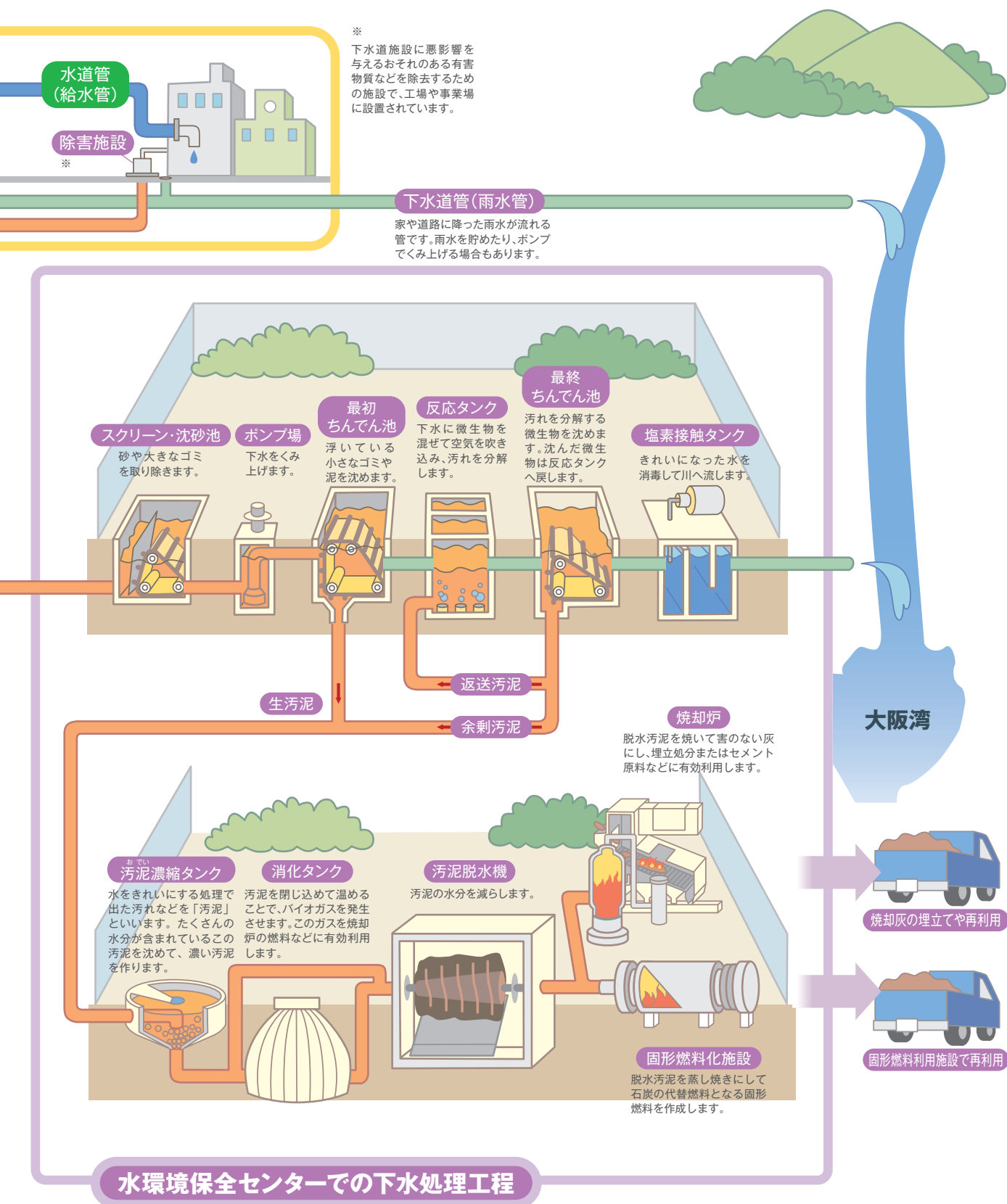
水道・下水道の仕組み



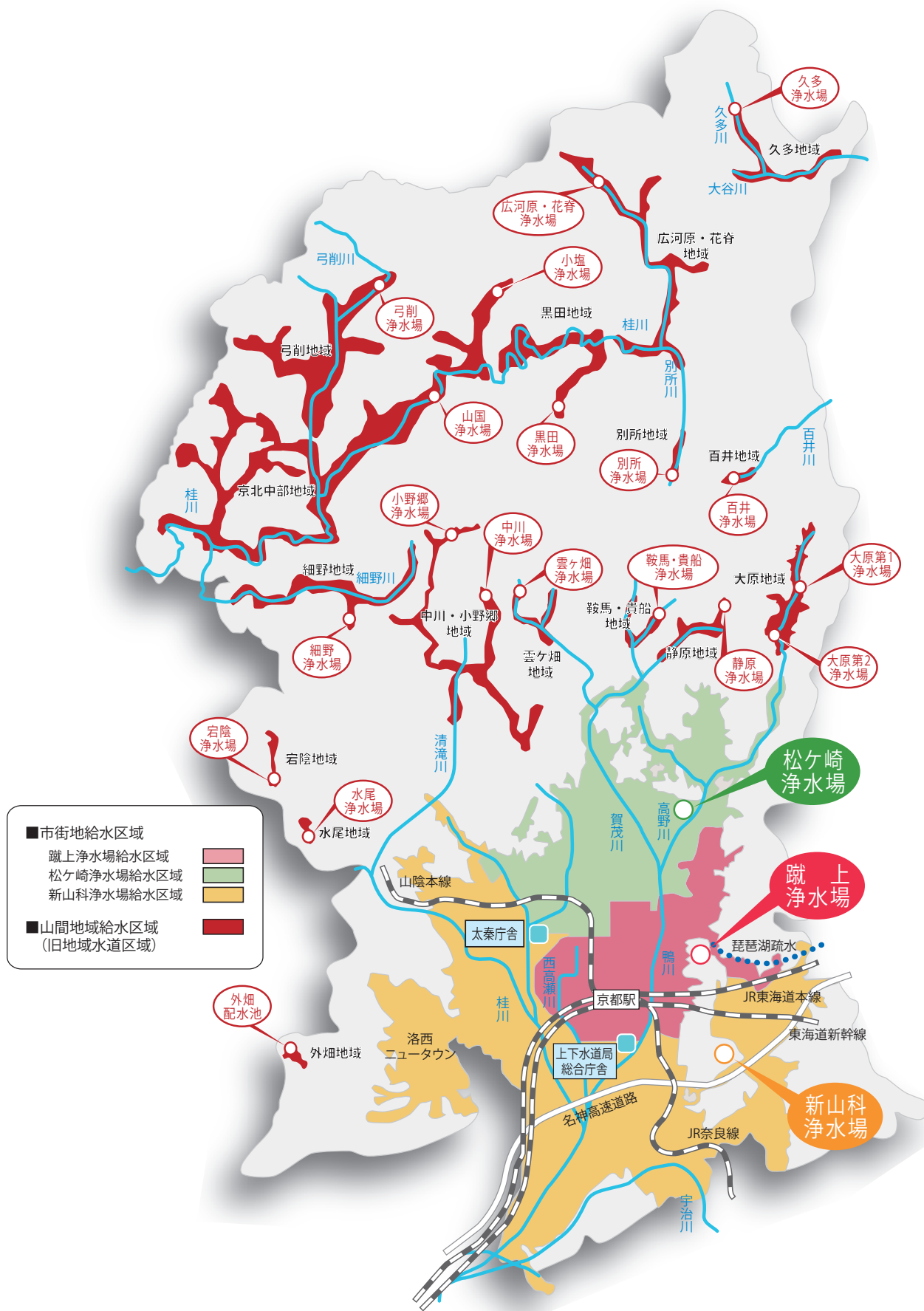
私たち京都市民が毎日使う水のほとんどは、琵琶湖を水源としています。琵琶湖疏水で運ばれた原水は浄水場で安全・安心な水道水となるよう、様々な浄水処理を行い、各家庭へお届けします。

汚水は、水環境保全センターできれいな水にし、川に放流します。

また、浸水からまちを守るため、降った雨を集めて下水道管から川へ流します。



水道給水区域



浄水場

つつじで有名な

蹴上浄水場

【施設能力：198,000m³/日】

日本最初の急速ろ過方式の浄水場として明治45年、京都市で初めて給水を開始。平成24年8月末には浄水施設の全面リニューアル工事が完成。場内に約6,000本あるつつじ・さつきの名所としても有名です。



五山の送り火の「妙」の上部に配水池がある

松ヶ崎浄水場

【施設能力：173,000m³/日】

緩速ろ過方式の浄水場として昭和2年に給水を開始。その後、効率のよい急速ろ過方式に改造。最高区配水池がある山の斜面には、「五山の送り火」のひとつ、妙法の「妙」の火床があります。平成26年には、大規模太陽光発電設備を設置しました。



本市で最大規模の

新山科浄水場

【施設能力：362,000m³/日】

昭和45年に給水を開始した京都市で最大規模の浄水場。平成25年には、大規模太陽光発電設備を設置しました。



※各施設の施設能力は、令和6年4月現在。

上記3か所以外にも、市内山間地域に18か所の浄水場があり、その施設能力は計5,778m³/日です。京都市全体では、合計21か所あり、施設能力は合計738,778m³/日（令和6年4月現在）です。



環境にやさしい水の道 ～京都の地形を生かした自然流下

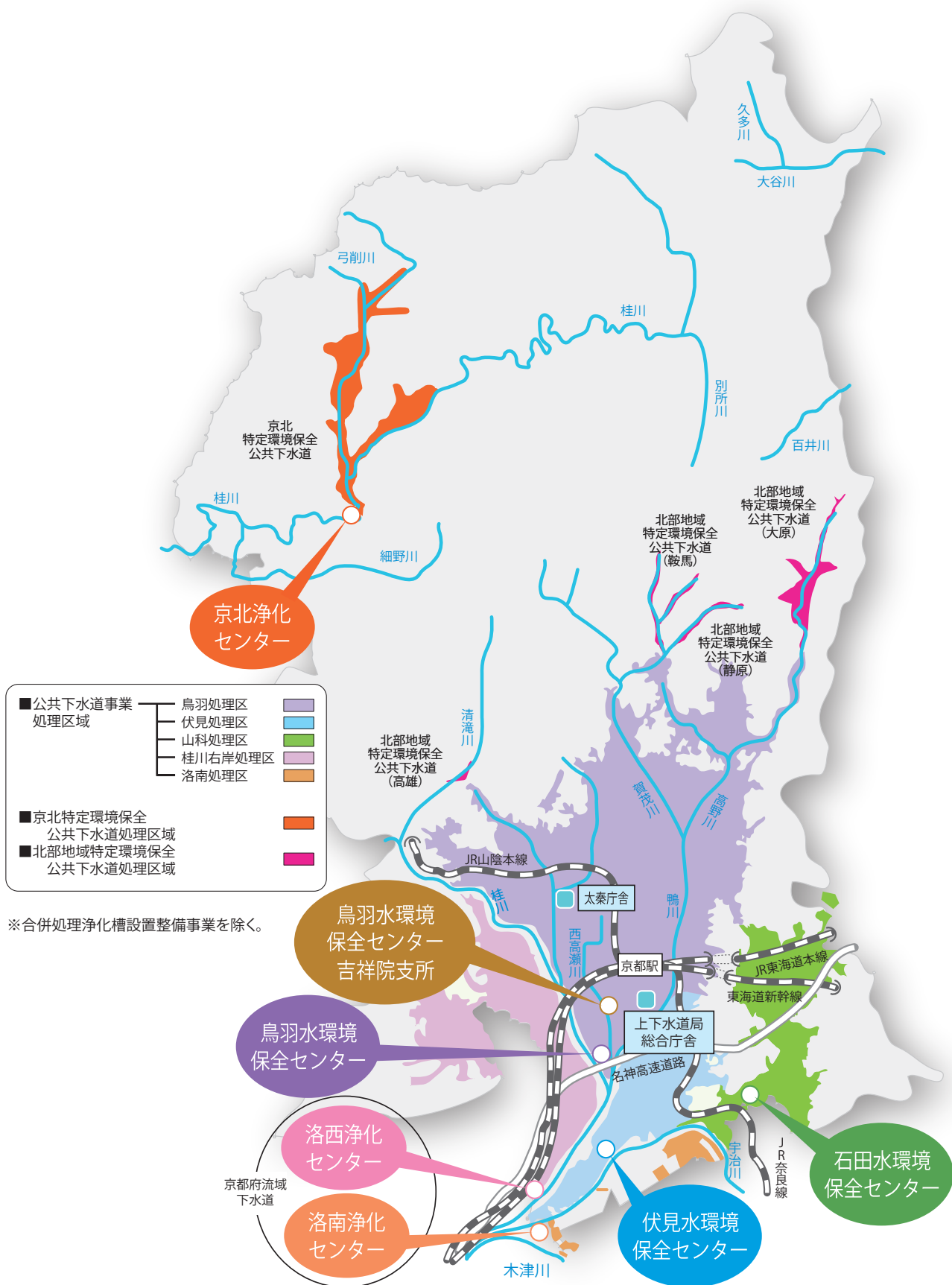
京都市内の中心部は北から南へと傾斜しています。

この地形を利用して、水道では全体の4割にあたる地域で、ポンプなどを一切使わず、琵琶湖からの自然流下のみで水道水を送ります。

また、下水道では、水環境保全センターを市内南部に建設して、自然に流れてくる下水を集めて処理します。

このように、上下水道局ではポンプなどの動力を極力使わず、自然に流し、電力削減など環境負荷の抑制に努めています。

下水道処理区域



※合併処理浄化槽設置整備事業を除く。

水環境保全センター

京都市の下水処理の約75%を担う

鳥羽水環境保全センター

【処理能力：954,000m³/日】



昭和14年に運転を開始した京都市最大の下水処理施設であり、全国有数の処理能力を有します。りんや窒素を除去する高度処理を導入し、大規模太陽光発電設備も設置しています。他の水環境保全センターの下水汚泥も全てここで集約処理し、有効活用を積極的に推進します。また、120メートルに及ぶ藤棚の名所としても有名です。

京都で最初に運転を開始した

鳥羽水環境保全センター吉祥院支所

【処理能力：34,000m³/日】



昭和9年に運転を開始した京都市で一番古い下水処理施設。伝統産業である染色工場が多いため、色度除去及び消毒を目的としたオゾン処理を導入し、放流先の西高瀬川に清澄な流れを回復しています。

酒どころの産業に配慮する

伏見水環境保全センター

【処理能力：141,000m³/日】



京都の名酒を生み出す伏見の酒処を区域内に有し、昭和48年に運転を開始。色度除去及び消毒を目的としたオゾン処理を導入し、放流先の宇治川に清澄な流れを回復しています。

周辺市街地の環境に配慮した

石田水環境保全センター

【処理能力：126,000m³/日】



昭和56年に運転開始。住宅地に隣接した施設であるため、半地下密閉構造とすることで、周辺環境に配慮しています。また、大規模太陽光発電や、下水処理過程中的放流落差を利用した小水力発電など再生可能エネルギーを活用しています。

※各施設の処理能力は、令和6年4月現在。

市内山間地域の下水道事業

【北部地域特定環境保全公共下水道】

北部地域（大原、静原、鞍馬及び高雄地区）の特定環境保全公共下水道事業として、管路施設の管理・運営を行っています。その管路は、公共下水道に接続し、汚水は鳥羽水環境保全センターで処理しています。

【京北特定環境保全公共下水道】

京北地域の特定環境保全公共下水道事業として、汚水処理を行う京北浄化センター及び管路施設の管理・運営を行っています。

安全・安心でおいしい水の確保と 良好な水環境の創造のために

市民の皆さまに水道水を安心して飲んでいただくとともに、汚水を集め、再びきれいにして川や海へ戻すためには、日々の水質管理が欠かせません。

水質管理センターでは、市内に供給している水道水の水質検査をはじめ、水道水源の水質監視、浄水場での処理工程の水質管理、水環境保全センターに流入する下水、処理工程水及び処理後の河川への放流水の水質管理など、水道・下水道の水質を一元的に管理しています。また、様々な水質問題に対応できるよう、最新の分析機器を備え、充実した検査体制を敷くとともに、安全・安心でおいしい水道水の供給や放流水の水質向上のための調査研究を行っています。

水源の水質

琵琶湖の水質は、国や滋賀県等の取組により、近年、安定した状況が保たれています。しかし、毎年のように、かび臭や生ぐさ臭を産生する微生物（植物プランクトン）によるおおいの発生等が続いていることから、水質の監視を強化するとともに、琵琶湖の水質保全を促進するよう、国や関係機関に働き掛けています。

また、地下水や河川の流水（地上を流れる表流水及び地下を流れる伏流水）を水源とする山間地域では、地域によって水質が異なることから、水源に応じた適切な浄水処理を行うなど、地域の特性に応じた水質管理を行っています。



水道水の水質

水質基準は、水道法により人の健康の保護又は生活利用上障害が生じるおそれのあるものなどについて51項目定められており、さらに、それを補完する水質管理目標設定項目や要検討項目が定められています。

水質管理センターでは、安全・安心な水道水をお届けするため、これらの基準値（目標値）を遵守するだけでなく、法律で定められた回数以上のきめ細やかな水質検査を実施するとともに、浄水場の処理工程における水質検査も実施し、適切な水質管理に努めています。



下水処理放流水の水質

市内河川や淀川、大阪湾などの流域全体の水環境を良好な状態に保つため、水環境保全センターの放流水には、下水道法及び水質汚濁防止法等に基づく排水基準が定められています。

水質管理センターでは、これを守るため、各処理工程で水質試験を行い、適正に水質管理をしています。また、放流水の水質試験を行い、排水基準が守られていることを確認しています。

今後も、有機物の除去と併せて窒素及びりんを除去する高度処理の効率的・効果的な運転管理を行い、市内河川の良好な水環境と下流域の都市の水道水源の保全に寄与します。



事業場排水の水質規制

工場や事業場からの排水は、水環境保全センターで処理できない物質や、下水道施設に悪影響を与える物質を含むことがあるため、下水道法や条例により水質基準が定められています。

基準値を超えた排水が下水道施設に流れ込むと、作業者の健康や下水道管自体に悪影響を及ぼすだけでなく、水環境保全センターの処理機能低下の原因となります。また、水環境保全センターで処理できない物質が河川に放流されると下流域の水環境を汚染します。

そこで、工場や事業場に対して、除害施設（排水処理施設）の設置等の水質改善の指導や排水の水質検査、立入調査を行い、水質基準が守られるよう努めています。

なお、基準違反が繰り返される場合や、その内容が重大又は悪質な場合は、改善命令等の行政処分を行います。

監視のための水質検査

排水を監視するため、自動採水器を設置して水質検査を行います。

特別汚水使用料

事業場から下記の水質に該当する汚水を公共下水道に排除する場合は、排出量が月750m³以上で、濃度に応じて下水道使用料の3倍以内の金額が特別汚水使用料として加算されます。

項 目	水 質
生物化学的酸素要求量（BOD）	200mg/Lを超える汚水
浮遊物質（SS）	200mg/Lを超える汚水



放射性物質の測定

「京都市地域防災計画」に基づき、水道原水及び水道水の放射性物質（放射性ヨウ素及び放射性セシウム）の測定を、ゲルマニウム半導体検出器によって定期的に測定しています。また、雨水や下水が集まる水環境保全センターでは、放流水及び下水汚泥の焼却灰について、同様に定期的な測定を行っています。

今後も水道水及び下水放流水等の監視を行い、安全・安心な水道事業・公共下水道事業を進めていきます。



水道水をもっとおいしく飲む方法！ ～水の豆知識～

水道水はそのままでも安全に飲むことができますが、消毒によるカルキ臭が気になる方は、やかんのふたを空けたままで水道水を沸騰させれば、カルキ臭を取り除くことができます。また、冷蔵庫で10～15度に冷やせば更においしく飲むことができます。ただし、消毒のための残留塩素が抜けた水は、雑菌が繁殖しやすいため、お早めにお使いください。

24時間365日 皆さまの命とくらしを守るために

水道・下水道の災害対策

ライフラインである水道・下水道は、市民生活や都市機能に不可欠なものです。上下水道局では、災害や事故等が発生した場合でも、市民生活の安全・安心が確保できるよう体制を整えるとともに様々な取組を進めています。水道では基幹施設等の耐震性の向上や災害時に飲料水等を確保するための緊急遮断弁の設置、応急的な生活用水を確保する給水車や耐震性応急給水槽等の配備や、京都府とも連携し、京都府営水道との緊急連絡管の設置を行い、緊急時に備えています。

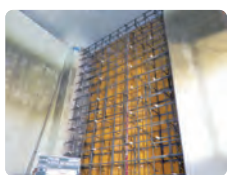
また、下水道では施設の耐震性の向上や災害用マンホールトイレの設置、大雨による浸水被害を防ぐための雨水幹線等の整備を推進しています。

震災対策

水道施設・管路の対策

水道施設の対策

安定して水道水をつくり、確保するため、浄水施設や配水池等の基幹施設について、優先度の高い施設から改築更新や耐震補強などを実施することにより、対策を進めています。



配水池の耐震化工事

水道管路の対策

安定して水道水を供給するため、老朽化が進む配水管の更新により地震対策を進めています。更新に当たっては、耐震性に劣る初期ダクタイル鋳鉄管を老朽配水管と位置付け、震災時に広範囲に影響を及ぼす口径の大きい配水管の更新割合を増加させるなど、優先度を考慮して進めています。



配水管工事

下水道管路の更新

下水道管路については、老朽化した管路や重要な管路（緊急輸送路下の管路、避難所から排水を受けける管路等）の中でも、特に破損リスクが高い旧規格の管路について、布設替えや管更生を実施することにより、優先度を踏まえた改築更新・耐震化を推進しています。

災害用マンホールトイレの設置

震災により断水が発生した場合でもトイレが使えるように、避難所となる小中学校などに災害用マンホールトイレを整備することで、震災発生に備えています。

災害用マンホールトイレ（設置イメージ）



便槽の管内に雨水を貯め、1日に1回程度下流のゲートを開くことで、溜まった尿等を流すことができます。
(雨水貯留槽と便槽の貯留水を併せて、4日分の排出が可能)

※設置数は令和4年度末時点の実績

浸水対策

雨水幹線の整備や雨水貯留・浸透施設の普及等を関係者と連携して推進しています。

大雨時には、応急的な土留の設置やポンプ配水等により被害の軽減を図っています。



山間地域での対策

災害時に停電が発生した場合にも施設の機能を確保するため、山間地域の浄水場等に非常用発電設備の設置や仮設発電機の配備を完了しました。



非常用発電設備

山間地域の
32施設に
配備完了

応急給水の備え

災害等により水道が止まった場合でも、迅速に水を配るための準備を整えています。

給水車の配備

市内各所で応急給水を行うために、水道水を運ぶ給水車を配備しています。



給水車

11台
配備済

仮設給水栓・仮設給水槽の配備

効率的に給水するための仮設給水栓を市内公共施設に配備するとともに、1,000Lの水を貯めることができる仮設給水槽の配備を計画的に進めています。



仮設給水栓

95か所
配備済



仮設給水槽

33基
配備済

※各種配備数は令和4年度末時点の実績

耐震性応急給水槽の設置

飲料水確保を目的とした対策の一つとして、営業所等に耐震性応急給水槽を設置しています。給水槽には常時76～200m³（1人1日3ℓとして、8,400人～22,000人の3日分）の飲料水を確保しています。

ご家庭でもできる災害への備え

上下水道局では、災害時の断水に備えて、“1人1日3ℓ、最低3日分”の飲料水の備蓄を推奨しています。

また、飲料水だけでなく、生活用水の確保のため、日頃からポリタンク等での備蓄もおさめましょう。

水道水の汲み置き保存の方法

十分に洗浄した清潔な容器に内部の空気が残らないように口元まで水道水で満たし、しっかりと蓋を開けてください。

冷蔵庫に保存すれば、3日から1週間程度使用することができます。

保存期限が過ぎた水は、プランターの水やり等に使用してください。

災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」

京都市が誇る水道水をろ過、加熱処理し、アルミボトル缶に詰めた「京のかがやき 疏水物語」。災害用として備蓄していただくのはもちろん、普段の飲料水としても、おいしく飲んでいただけます。詳しくはホームページをご確認ください。



他都市との相互応援体制

上下水道局では、水道に関する災害時のライフラインの確保のため、19大都市※1の各水道事業体間で災害時の相互応援に関する覚書を結んでおり、万一の事態に備えています。また、関西圏や京都府内の各水道事業体とも同様の覚書を結び、応急給水・応急復旧体制の確立強化に努めています。

さらに、下水道も「21大都市※2災害時相互応援に関する協定」に基づき相互支援を行います。また、「下水道事業における災害時支援に関するルール」を定め、都道府県を超える広域的な支援体制を整えています。

※1 19大都市

札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

※2 21大都市

上記の19大都市に千葉市、相模原市を加えた都市

(令和6年4月現在)

水道・下水道の維持管理

水道・下水道は、市民の皆さまの衛生的で快適な暮らしを支えるために必要不可欠なものであり、安全・安心であること、快適であること、将来にわたって維持されることが求められます。上下水道局では、水道管・下水道管の維持管理、浄水場・水環境保全センターの運転管理を確実に行っていきます。

水道を守る維持管理業務

疏水の維持管理

京都市のほとんどの水源である琵琶湖の水は、琵琶湖疏水を通り市内に運ばれます。この水を安定的に運ぶため、疏水全線において、水の流量や設備の管理、清掃などを行っています。



浄水場の運転管理

琵琶湖疏水によって運ばれた水は、浄水場で浄水処理されます。安全・安心で良質な水道水を安定的に供給するため、場内設備の維持管理及び施設の運転管理などを行っています。



水道管の維持管理

良質な水道水を浄水場から市内の各ご家庭等に、安定的に供給するため、昼夜を問わず老朽管等を対象とした水道管の洗浄作業や市内一円の、漏水調査や、修繕作業を行うなど、水道管の維持管理を行っています。



下水道を守る維持管理業務

下水道管の維持管理

土砂やゴミが管きょ内にたまると、悪臭が発生したり、下水が流れにくくなります。そのため、市内全区域で定期的に管路の清掃や点検補修などの維持管理を行っています。



水環境保全センターの運転管理

昼夜を問わず流入し、水量・水質ともに刻々と変化する汚水を常に定められた水質まできれいにして河川へ放流するため、変化に対応した運転管理や、施設の保守点検を常時行っています。



ポンプ場の運転管理

ポンプ場には、汚水を集めて揚水し、水環境保全センターに自然流下させる汚水中継ポンプ場と、雨天時に雨水を集めて揚水し、河川に放流し浸水被害を防ぐ雨水排水ポンプ場があり、遠方監視制御システムで集中管理を行っています。



これからの水道・下水道

— 京の水からあすをつくる —

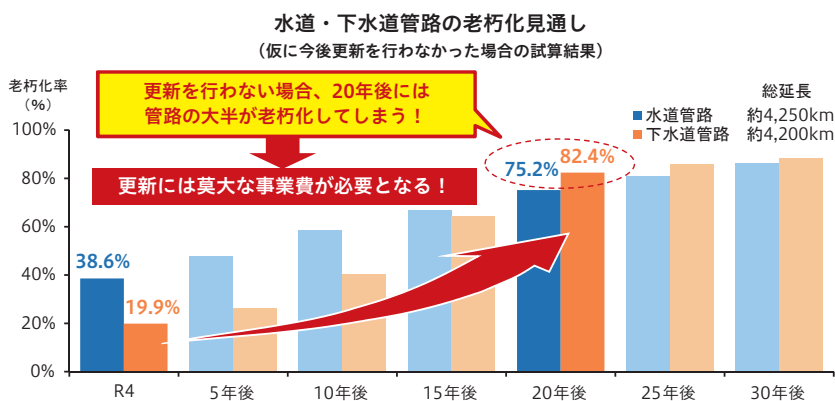
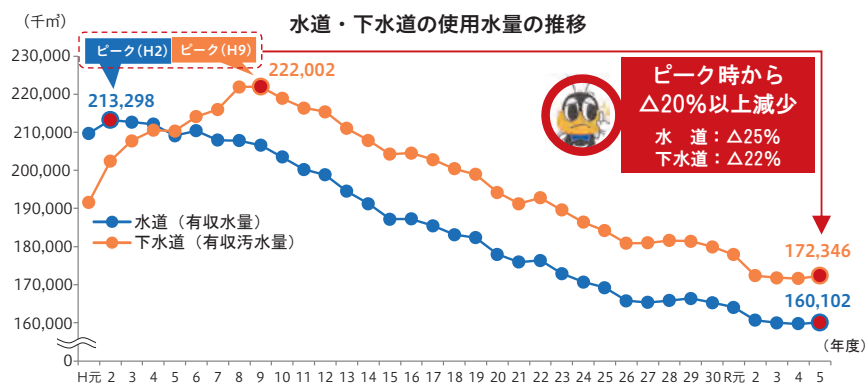
上下水道局では、上下水道事業が「目指す将来像」や、その実現に向けた平成30年度以降の10年間の取組をまとめた「京（みやこ）の水ビジョン—あすをつくる—」（2018—2027）及び同ビジョンの後期5か年の実施計画である「中期経営プラン」（2023—2027）に基づき、事業を推進しています。



水需要の減少や施設の老朽化など様々な課題を解決する必要があります

節水型社会の定着や人口減少により水需要が減少する（収入が減少する）とともに、管路や施設の老朽化が更に進む（必要となる事業費が増大する）など、今後の経営環境は大変厳しい見通しです。

また、地震や大雨等の災害への備えや、多様化するお客さまニーズへの対応、これまでに培ってきた技術の継承など、事業を取り巻く課題は様々です。



50年、100年先の将来にわたって水道・下水道を守り続けます！

厳しい経営環境の中においてこそ、水道・下水道の基本的な役割をしっかりと果たしつつ、長期的な視点かつ幅広い視野で目指す将来像を描き、その実現に向けて着実に取組を進める必要があります。

これらのことを踏まえ、山間地域を含め、市民の皆さまの生活を支える重要なライフラインである水道・下水道を、50年後、100年後の将来にわたって守り続けられるよう、「京（みやこ）の水ビジョン—あすをつくる—」の基本理念を「京（きょう）の水からあすをつくる」としました。

この理念に基づき、3つの視点と9つの方針から、市民や水道・下水道に携わる事業者の皆さまと一体となって、取組を推進しています。

3つの視点・9つの方針

基本理念

きょう

京の水からあすをつくる

視点① 京の水をみらいへつなぐ

私たち上下水道局は、安全・安心な水道水をつくり、下水をきれいにして川へ返すことはもとより、地震や大雨等の災害から、まちとくらしを守ります。そして、琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する大都市として、下流域の水環境を保全するなど、水道・下水道の基本的な役割について、しっかりと責任を果たします。

さらに、新しい技術の導入や周辺事業者との連携の強化を図るなど、京の水を“みらいへつなぐ”ために、挑戦し続けます。

目指す 将来像

- ・安全・安心な水道水をいつでも安定して利用できる
- ・衛生的な生活と良好な水環境がいつまでも守られている
- ・大規模地震が起こっても、水道・下水道を利用できる
- ・大雨が降っても、浸水からまちやくらしが守られている
- ・周辺地域や海外を含め、広い視野で事業が運営されている

視点② 京の水でところをはぐくむ

私たち上下水道局は、水道・下水道に関する情報を市民の皆さまに分かりやすく伝え、皆さまの声を受け止め、ニーズに対応したサービスを提供し、期待に応え続けることはもとより、京都ならではの「ところの創生」を重視し、文化や景観、そして地球環境に配慮した“ところをはぐくむ”事業運営に努めます。

目指す 将来像

- ・一人一人のお客さまが安心して水道・下水道サービスを受けられる
- ・京の水を支える琵琶湖疏水の魅力がいつまでも継承され、文化や景観と融合した京都ならではの事業が展開されている
- ・地球環境への負荷を最小限に抑え、事業が運営されている

視点③ 京の水をささえつづける

私たち上下水道局は、市民の皆さま、そして水道・下水道に携わる事業者の皆さまと共に、50年後、100年後の将来にわたって“京の水をささえつづける”ため、これまで培ってきた技術を実践に次世代へと継承しつつ、長期的な視点に立ち、安定した経営を行います。

目指す 将来像

- ・上下水道局の職員、市民や事業者の皆さまが一体となり、京の水道・下水道が守り続けられている
- ・世代間の負担の公平性が保たれており、健全な財務体質により事業が運営されている



方針① つくる

水源から蛇口までの水質管理を徹底し、安全・安心な水道水をつくります

方針② はこぶ

老朽化した管路の更新と耐震化を進め、水道水を安定してお届けし、下水を確実に集めます

方針③ きれいにする

下水をきれいにして川へ返し、市内河川や下流域の水環境を保全します

方針④ まもる

市民の皆さまとともに、地震や大雨などの災害から、まちとくらしを守ります

方針⑤ いどむ

新しい技術を取り入れながら、周辺地域や海外を含めた広い視野で、未来に向けた挑戦を続けます



方針① こたえる

分かりやすく伝え、しっかりと声を受け止め、市民の皆さまの期待に応え続けます

方針② ゆたかにする

琵琶湖疏水の魅力を高め、地球環境にやさしい事業運営により、まちやところをゆたかにします



方針① になう

これまで培ってきた技術をしっかりと継承し、京の水の担い手を育て、きずなを強めます

方針② ささえる

50年後、100年後を見据えた経営を行い、将来にわたって京の水を支え続けます

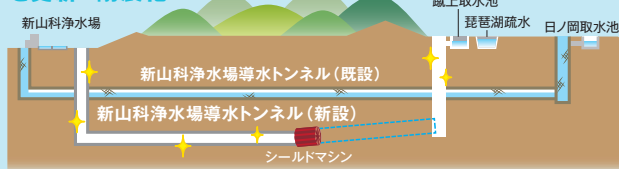


視点1 京の水を みらいへつなぐ

方針① つくる

水源から蛇口までの水質管理を徹底し、安全・安心な水道水をつくります

市内の約半分の給水量を担う新山科浄水場の導水トンネルを更新・耐震化



地震等災害時においても原水をこれまで以上に安定的に取水するため、蹴上取水池(琵琶湖疏水)と新山科浄水場を結ぶ導水トンネルを新たに布設し、耐震化!

水源から蛇口までの水質管理



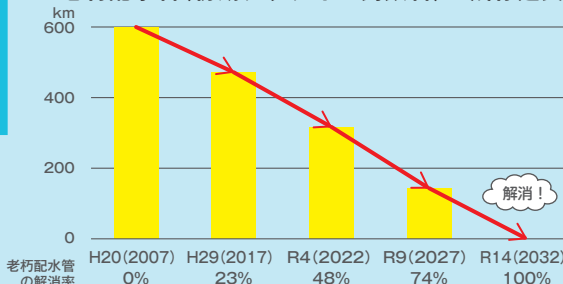
方針② はこぶ

老朽化した管路の更新と耐震化を進め、水道水を安定してお届けし、下水を確実に集めます

昭和34～52年に布設した耐震性の劣る初期ダクトイル管を「老朽配水管」と位置付け、その解消に向けて、耐震管への更新を推進します。



老朽配水管(初期ダクトイル管)の残存延長

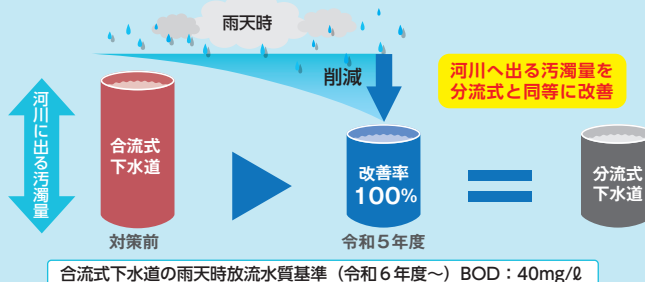


災害等が発生した場合に断水等の影響が広範囲となる口径の大きい配水管の更新割合を増加させるなど、限られた事業費の中で、これまで以上に優先度を考慮して水道管路の更新を推進していきます。

方針③ きれいに

下水をきれいにして川へ返し、市内河川や下流域の水環境を保全します

下水の処理水質の向上や水環境保全センター施設の改築更新・耐震化のほか、合流式下水道(汚水と雨水を同じ管で流す方式)の改善対策後の効果確認を行います。



方針④ まもる

市民の皆さまとともに、地震や大雨などの災害から、まちとくらしを守ります

雨水幹線の整備等による浸水対策の推進

浸水に対する安全度を更に向上させるために、鳥羽第3導水きょ等の浸水対策施設の整備を引き続き実施し、10年確率降雨対応の雨水整備率の向上(R9末目標40%)を図ります。
また、近年、激甚化する水害等に対応するため、流域治水の考えに沿って、関係局区によるハード・ソフト両面でのあらゆる対策の連携及び融合の強化を図り、雨に強いまちづくりを推進します。

全国トップ水準!

5年確率降雨(52mm/h)対応
雨水整備率 約 91% (R4末)
※全国平均は 62%



方針⑤ いどむ

新しい技術を取り入れながら、周辺地域や海外を含めた広い視野で、未来に向けた挑戦を続けます

新技術の調査・研究に加え、府内各自治体との広域連携の推進及び広域化の在り方に係る検討など、長期的かつ幅広い視野で挑戦を続けます。



府内事業体の合同防災訓練

視点2 京の水でこころをはぐくむ



方針① こたえる

分かりやすく伝え、しっかりと声を受け止め、市民の皆さまの期待に応え続けます

インターネットを活用した
新たなサービスの展開

PayPay

au PAY

LINE Pay

d払い

Rakuten
楽天銀行

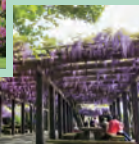
FamiPay

簡単・便利に
上下水道料金を
支払えます!



戦略的な
広報・広聴
活動の展開

スマートフォン決済



鳥羽の藤・蹴上のつつじの一般公開

方針② ゆたかにする

琵琶湖疏水の魅力を高め、地球環境にやさしい事業運営により、まちやこころをゆたかにします

琵琶湖疏水の
魅力向上・発信



びわ湖疏水船事業

下水道資源の
更なる有効活用



鳥羽水環境保全センター固形燃料化施設

下水汚泥から生成する固形燃料や消化ガスに加え、汚泥焼却炉の改築更新により下水汚泥のもつエネルギーをさらに有効利用します。



視点3 京の水をささえつづける

方針① になう

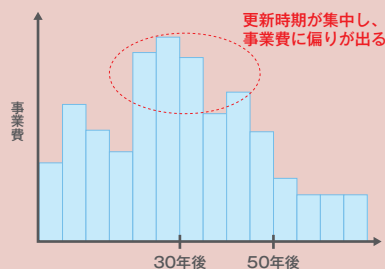
これまで培ってきた技術をしっかりと継承し、京の水の担い手を育て、きずなを強めます

上下水道局職員の育成はもとより、市民や水道・下水道に携わる事業者の皆さまとのきずなを強め、水道・下水道を守り続けます。



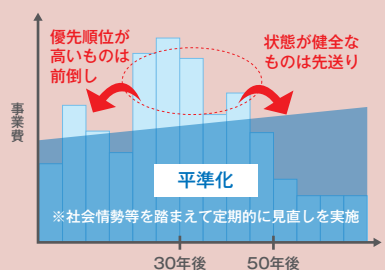
体験型研修施設(水道技術研修施設)

事業費の平準化(イメージ)



施設マネジメントの実践

事業費の偏りを減らすよう平準化



方針② ささえる

50年後、100年後を見据えた経営を行い、将来にわたって京の水を支え続けます

管路・施設等の更なる長寿命化や事業費の平準化を図り、ライフサイクルコストを縮減し、必要な事業を着実に実施します。



老朽化した水道管路の更新や下水道の将来の大規模更新のために、財源となる積立金(利益)を確保する必要があります!

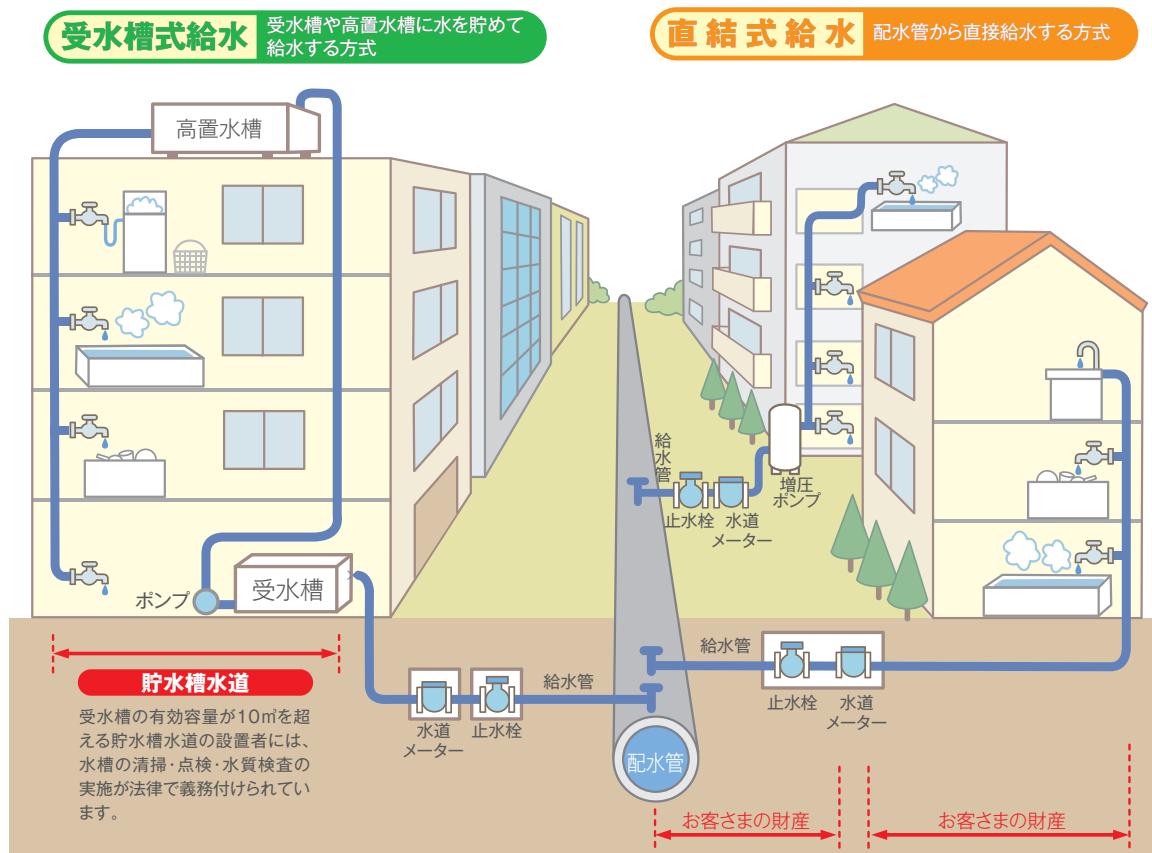
管路や施設の更新には莫大な事業費が必要となりますが、財源を企業債(借金)に過度に依存した場合、将来世代に負担を先送りすることになります。そのため、厳しい経営環境の中ではありますが、経営の効率化や増収のための方策など、あらゆる経営努力を行い、財源となる積立金(利益)を確保していきます!



💧 ご家庭の水道

給水装置

道路下にある配水管の分岐部分から、末端の蛇口に至るまで受水槽を介さずに使用されている給水管や蛇口を「給水装置」といいます。給水装置は、水道メーターを除き、全てお客さまの財産です。そのため、お客さまのご負担により工事をしていただく必要があります。水道メーターは上下水道局が所有しており、検針やメーターの取替えを行います。取替えの際は、「水道メーター取替えのお知らせ」を配布しますので、ご協力をお願いします。



一定の条件に適合すれば、受水槽式給水から直結式給水への切替えが可能です（詳しくは、各給水工事課（裏表紙参照）にお問い合わせください。）。

鉛製給水管からの鉛の溶出について

昭和60年以前に建築された住宅等には、水道メーターの前後に鉛製給水管が使われている場合があります。京都市が実施する調査結果でも、日々の通常の使用状態では、水道水の水質基準項目である「鉛及びその化合物」の基準値「0.01mg/ℓ以下」に適合しており、安全性に全く問題はありません。

しかし、長時間水道を使用されなかったときの溜まり水には、消毒用の塩素が少なくなっていたり、鉛製給水管を使用されている場合には、鉛がわずかに溶出することがあります。

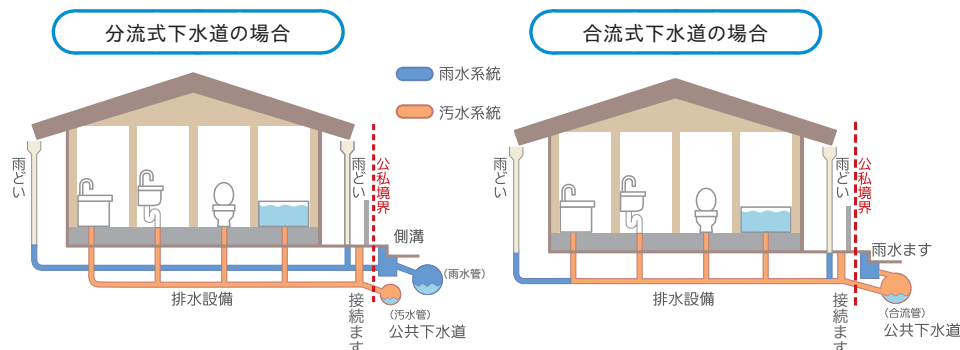
このため、朝方や留守などで長時間水道を使用されなかったときの最初の水は、バケツ1杯程度を飲み水や炊事以外に使われることをおすすめします。

ご家庭の下水道

排水設備

下水道には、分流式下水道と合流式下水道の2つの方式があります。分流式下水道区域の汚水は污水管で、合流式下水道区域の汚水は合流管で水環境保全センターまで運びます。

下水道が整備されると、汚水が速やかに排除され、生活環境が改善されますが、下水道に接続されていなければ、効果がありません。そのため、ご家庭や事業所では、これらの方式に合わせて私有地内に排水設備を設置していただく必要があります。



※ 北部及び京北地域においては、上記の表現と異なるものがあります。

※ 分流式下水道区域では雨どい等からの雨水が誤って污水管に接続されると、管の容量を超えてあふれたり、水環境保全センターに処理能力を超える下水が流入し、十分な処理ができなくなるおそれがありますので、雨水は道路側溝に接続してください。

水洗便所の普及について

下水道が整備され供用開始の区域が告示されると、遅滞なく（くみ取り便所の場合は3年以内）排水設備を設置することが下水道法により義務付けられています。水洗便所の普及は、快適な生活と良好な環境を実現するための重要な要素です。このため上下水道局では、水洗便所への改造工事費の貸付金などの制度を設けて普及促進に努めています。

貸付金制度

工事費を一時に支払うことが困難な場合は、無利息で資金を貸付け

- くみ取り便所の水洗化
40万円以内／40箇月以内償還
- 浄化槽からの接続替え
20万円以内／20箇月以内償還

※屋外排水設備の延長に応じて最高20万円の増額貸付が可能

奨励金制度

※令和6年度末
廃止予定

水洗化工事、浄化槽の接続替工事のときに交付

- くみ取り便所の水洗化 26,000円
- 浄化槽からの接続替 12,500円

※貸付金制度との併用は不可

水洗便所設置費の 特別助成

高齢世帯(65歳以上)で、くみ取り便所の水洗化又は浄化槽からの接続替工事をする場合の助成制度

- くみ取り便所の水洗化 384,000円以内
- 浄化槽からの接続替え 220,500円以内

※前年の合計所得額(控除後の額)が145万円以下の方

水洗化困難箇所 ポンプ施設等 設置交換工事費助成

逆勾配等の地形上の条件から汚水の排除が困難な箇所にポンプを設置する場合の助成(対象工事費の3/4)及びポンプを交換する場合の助成(対象工事費の1/2又は全額)制度

私道内共同排水 設備設置助成

私道内に共同で下水道管を布設する場合、工事費の半額から全額を助成する制度

- 下水道の供用開始告示日以降
1年以内…従来どおり公共下水道で申し込むか、又は共同の排水設備の申請をされたものは、全額を助成
- 1年経過後…共同の排水設備として、個人負担の施工となります。

ただし、工事費の半額を助成

※ただし、これらの制度の適用には一定の要件があります。

お問合せは、下水道部管理課排水設備担当

☎ 075-672-7822

●水道工事・下水道工事の申込みは京都市指定工事業者へ

京都市内で水道や排水設備の工事を行うには、京都市が指定した工事業者でなければ施工できません。京都市の指定を受けていない業者に依頼して、基準に合わない工事をされてしまうと様々なトラブルが発生しますので、工事をするときは、必ず「京都市指定給水装置工事業者」又は「京都市指定下水道工事業者」へお申し込みください。なお、上下水道局ホームページにも指定工事業者一覧を掲載していますのでご参照ください。



鉛製給水管取替工事助成金制度

敷地境界から蛇口等までの間に存在する鉛製給水管を鉛以外の材質に取り替える工事（漏水修繕時に鉛製給水管を取り替える工事を含む。）を行うとき、申請により工事代金の一部を助成します。

工事のときは、必ず「京都市指定給水装置工事事業者」に工事費の見積額等を確認していただき、工事を依頼してください。

【助成対象者】

京都市の水道事業給水区域内における給水装置の所有者

【助成額】

対象となる工事費の2分の1(上限15万円)

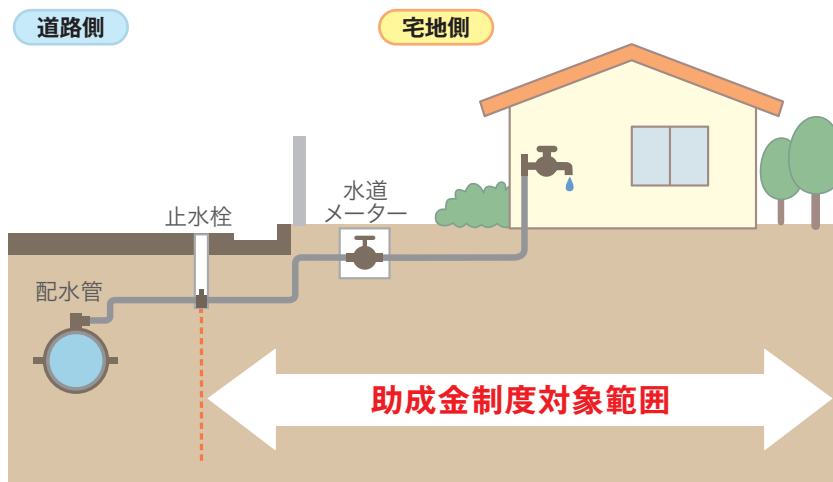
【申請手続】

指定給水装置工事事業者が上下水道局の給水工事課に代理申請することになっています。

【受付期間】

各年度4月1日から翌年1月末日まで

※助成金制度の利用をご希望の際は、裏表紙の「お問合せ先」を参照のうえ、担当の給水工事課へご確認をお願いします。

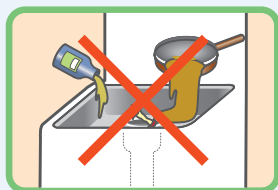


下水道を正しく使ってね

下水道に油やゴミ、薬品などを流すと、悪臭や詰まりの原因になるだけでなく、下水の処理に悪影響があり、下流域の水環境を守ることが難しくなります。また、道路にゴミやタバコの吸殻を捨てると、ゴミなどが雨水ますに詰まり、降雨時に、道路に水があふれ出る原因になります。

下水道を正しく使わなければ、下水道の役割を果たすことができなくなります。皆さまのご協力をよろしくお願いします。

家の中では



ゴミ、油や薬品などは流さないで



水洗トイレにトイレットペーパー以外は流さないで



※京都市上下水道局長が認めた一部のシステムのみ設置可能
ディスポーザー(台所ゴミを砕いて下水道に流し込む機器)は使わないで

家のまわりでは



敷地内の防臭ますは月1回程度掃除してください



ゴミやタバコの吸殻などを道路上の雨水ますに捨てないで



ますをふさがないで

雨水貯留施設設置助成金制度

京都市の公共下水道事業計画区域内に建物をお持ちの方を対象に雨水貯留施設の購入及び設置に掛かる費用の一部を助成する制度です。

【助成対象者】

京都市の公共下水道事業計画区域内にある住宅・事業所等の建築物の所有者又は占有者（展示又は販売のために建築物を所有する方を除きます。）

【助成金額】

購入及び設置工事費用の4分の3（上限37,500円）

※ただし、設置工事費用の助成は上限10,000円

【対象となる雨水貯留施設】

80リットル以上の雨水を貯留できる施設

（1つの建築物の敷地内につき上限4基）

【申込方法】

施設の購入前に事前確認書をご提出のうえで、施設設置完了後、申請書に必要書類を添付してお申し込みいただきます。

（1）下水道部管理課（総合庁舎3階） ☎075-672-7822

（2）お客さま窓口サービスコーナー（総合庁舎1階） ☎075-672-7770

（郵送先住所）〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11-3

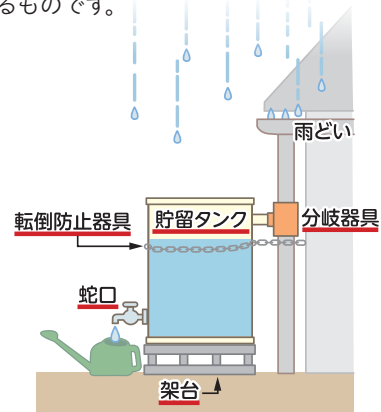
【申請受付期間】

各年度4月1日から翌年3月末日まで（助成予定金額に到達次第受付終了）

※制度の内容については、変更することがあります。

雨水貯留タンク

雨水を雨どいから分岐器具によりタンクに流入させ貯めるものです。



— 部分に助成を行います。

受付窓口	雨水貯留タンク		
	事前相談	書類等の持参	書類等の郵送
下水道部管理課	○	○	○
お客さま窓口サービスコーナー	○	○	×

雨水浸透ます設置助成金制度

京都市の公共下水道事業計画区域内に建物をお持ちの方を対象に雨水浸透ますの設置に掛かる費用の一部を助成します。

【助成対象者】

京都市の公共下水道事業計画区域内にある住宅・事業所等の建築物の所有者又は占有者（展示のために建築物を所有する方を除きます。）

【助成金額】

●雨水浸透ますを新たに設置 1基につき25,000円

●雨水ますから雨水浸透ますへの取替え

設置工事費用 1基につき上限7万円

付帯工事費用 1基につき上限3万円

※付帯工事…設置工事とは別に必要となる舗装の撤去や修復等の工事

【対象となる雨水浸透ます】

本市が定めた雨水浸透ます設置基準を満たし、設置する雨水浸透ます

（1つの建築物につき上限4基）

【申込方法】

雨水浸透ますを設置する前に技術協議が行われていることが助成の条件となりますので、工事を依頼される京都市指定下水道工事業者・住宅メーカー・工務店・設計事務所等に対し、上下水道局と技術協議を行うよう依頼してください。

そのうえで、設置工事の完了後、申請書に必要書類を添付してお申し込みいただきます。

申込窓口：下水道部管理課（総合庁舎3階） ☎075-672-7822

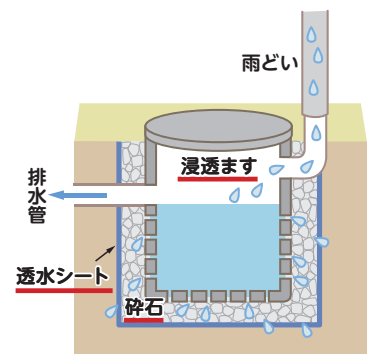
【申請受付期間】

各年度4月1日から翌年3月末日まで（助成予定金額に到達次第受付終了）

※制度の内容については、変更することがあります。

雨水浸透ます

雨水を穴の開いたますから地中に浸透させるものです。



— 部分に助成を行います。

受付窓口	雨水浸透ます	
	技術協議	申請書提出
下水道部管理課	○	○
お客さま窓口サービスコーナー	×	○

水道料金、下水道使用料

料金計算のしくみ（2か月）

水道料金及び下水道使用料は、下表の基本料金・基本使用料及び従量料金・従量使用料により、計算します。

種別/給水管の呼び径	基本水量	基本料金	11m ³ ～ 20m ³	21m ³ ～ 40m ³	41m ³ ～ 60m ³	61m ³ ～ 200m ³	201m ³ ～ 400m ³	401m ³ ～ 1,000m ³	1,001m ³ ～ 10,000m ³	10,001m ³ ～
水道料金			従量料金(基本水量を超える分の1m ³ につき)							
一般用・ 公衆浴場業用	13・20mm	10m ³ まで	1,840円	10円	177円	180円	208円	226円	243円	284円
	25mm	20m ³ まで	3,800円	基本水量の範囲内						
	40mm		5,560円							
	50mm	100m ³ まで	36,600円							
	75mm	200m ³ まで	71,820円							
	100mm	500m ³ まで	143,200円							
	150mm	1,000m ³ まで	268,520円							
	200mm	2,000m ³ まで	563,040円							
共 用	16m ³ まで	330円	17m ³ ～60m ³	24円	208円	226円	243円	284円		

- 注1 染色整理業用については、201m³以上の従量料金を減額し、201m³～1,000m³ 204円、1,001m³以上 238円とします。
 注2 上記の表により計算した額に消費税相当額（1円未満の端数は切捨て）が加算されます。
 注3 水道料金のお支払いに口座振替をご利用の場合、2か月で44円（税込み）を割引いたします（支払期日までのお支払いに限りです）。

種 別	基本排出量	基本使用料	11m ³ ～ 20m ³	21m ³ ～ 40m ³	41m ³ ～ 60m ³	61m ³ ～ 200m ³	201m ³ ～ 400m ³	401m ³ ～ 1,000m ³	1,001m ³ ～ 10,000m ³	10,001m ³ ～
下水道使用料			従量使用料(基本排出量を超える分の1m ³ につき)							
一般用 公衆浴場業用	10m ³ まで	1,300円	10円	113円	116円	162円	183円	201円	213円	218円
共 用	16m ³ まで	166円	17m ³ ～60m ³	11円	162円	183円	201円	213円		

- 注1 染色整理業用については、201m³以上の従量使用料を減額し、201m³～1,000m³ 143円、1,001m³以上 180円とします。
 注2 上記の表により計算した額に消費税相当額（1円未満の端数は切捨て）が加算されます。
 注3 下水道使用料のお支払いに口座振替をご利用の場合、2か月で44円（税込み）を割引いたします（支払期日までのお支払いに限りです）。

料金計算の方法（一般用・2か月分）

2か月の使用水量が32m³で、呼び径が13mm又は20mmで下水道を使用（水道汚水のみ）のとき

1. 水道料金は次の①、②、③を合算して求めた額に消費税相当額を加えた額

- ① 基本水量10m³までの基本料金 = 1,840円
 ② 10円×10m³（超過の11m³から20m³までの水量）= 100円
 ③ 177円×12m³（超過の21m³から32m³までの水量）= 2,124円
 ①、②、③の合計（税抜き合計）= 4,064円
 消費税相当額 = 406円
水道料金 = 4,470円

2. 下水道使用料は次の①、②、③を合算して求めた額に消費税相当額を加えた額

- ① 基本排出量10m³までの基本使用料 = 1,300円
 ② 10円×10m³（超過の11m³から20m³までの排出量）= 100円
 ③ 113円×12m³（超過の21m³から32m³までの排出量）= 1,356円
 ①、②、③の合計（税抜き合計）= 2,756円
 消費税相当額 = 275円
下水道使用料 = 3,031円

2か月分のご請求金額は

水道料金 4,470円 + 下水道使用料 3,031円 = 7,501円

※民間マンション・アパート等にお住まいで上下水道局とのご契約がない方の料金計算方法については、建物の管理人、不動産会社、管理組合等へお問い合わせください。

※上下水道局ホームページの「料金シミュレーション」で簡単に2か月分の水道料金及び下水道使用料を算出することができます。

ご注意ください

井戸水等の水道水以外の水を下水道に流す場合は、届け出をし、排出量に応じた下水道使用料をお支払いいただく必要があります。支払いを免れようとする、過料が科せられることがあります。

【問合せ】お客さまサービス推進室（☎075-672-7828、FAX075-671-4165）

また、特別汚水使用料については10ページをご覧ください。

料金のお支払方法



口座振替払い

お客さまの口座から水道料金・下水道使用料を上下水道局にお支払いいただく方法です。

料金のお支払いに口座振替をご利用の場合
2か月で88円^{※1}を割引^{※2}
させていただきます。

※1 水道、下水道両方をお使いの場合。

※2 残高不足等により口座振替ができない場合、割引は適用されません。



クレジットカード継続払い制度

あらかじめお申し込みいただいたお客さまのクレジットカードで、水道料金・下水道使用料をお支払いいただく方法です。

◆カード払いが可能な額

1回のご請求金額（水道料金・下水道使用料の合計額）につき10万円（税込）以下。

◆お支払い方法は1回払いのみです。



上記いずれかのロゴマークがついたクレジットカードをご利用いただけます。

納入通知書払い

検針後、上下水道局からお客さま宅（請求先のご住所）へ郵送する「納入通知書」を金融機関又はコンビニエンスストア等（以下参照）にご持参のうえ、お支払いいただく方法です。

◆コンビニエンスストア等

セブンイレブン／ファミリーマート／ローソン／ミニストップ／ポプラ（くらしハウス）／デイリーヤマザキ（ヤマザキデイリーストア）／セイコーマート／MMK（マルチメディアキオスク）端末[※]設置店 ※一部のスーパーマーケットやドラッグストア等に設置された料金収納用の端末。

また、「納入通知書」のバーコードを、お客さまが、スマートフォン等のアプリ（以下参照）で読み取ることで、金融機関やコンビニエンスストアに行く手間を省いてお支払いいただける方法です。各サービスのご利用方法等詳細は、サービス提供事業者のウェブサイト等でご確認・お問合せください。

◆スマートフォン決済



PayPay 請求書払い／au PAY（請求書支払い）／LINE Pay 請求書支払い／d払い 請求書払い／楽天銀行 コンビニ支払サービス／FamiPay 請求書支払い／PayB／銀行 Pay（ゆうちょ Pay・こい Pay・YOKA! Pay・OKI Pay）／J-Coin 請求書払い

申込方法

各種申込は二次元コードからご登録いただけます。



料金早見表

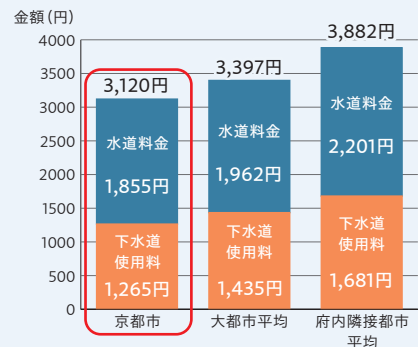
【呼び径：13mm・20mm（2か月・税込み）】

水量(m ³)	水道料金(円)	下水道使用料(円)	上下水道料金(円)
0～10	2,024	1,430	3,454
11	2,035	1,441	3,476
12	2,046	1,452	3,498
13	2,057	1,463	3,520
14	2,068	1,474	3,542
15	2,079	1,485	3,564
16	2,090	1,496	3,586
17	2,101	1,507	3,608
18	2,112	1,518	3,630
19	2,123	1,529	3,652
20	2,134	1,540	3,674
21	2,328	1,664	3,992
22	2,523	1,788	4,311
23	2,718	1,912	4,630
24	2,912	2,037	4,949
25	3,107	2,161	5,268
26	3,302	2,285	5,587
27	3,496	2,410	5,906
28	3,691	2,534	6,225
29	3,886	2,658	6,544
30	4,081	2,783	6,864

*消費税及び地方消費税相当額を含む。



京都市の上下水道料金 はどのくらい?? 他都市と比べると…



都市により基本料金・従量料金の体系が異なるため、京都市の平均的な家庭（口径20mm、1か月の使用量15m³）の税抜額で比較しました（令和6年1月1日時点）。

※大 都 市：東京都及び政令市
府内隣接都市：京都市、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、南丹市、大山崎町、久御山町

お問合せ先

水道・下水道の使用開始・中止及び名義変更の受付、口座振替払い・クレジットカード継続払いのお申込み、水道料金・下水道使用料のお支払い、道路等の漏水の連絡、災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」のご注文、水道事業・公共下水道事業に関するご相談は、お近くの営業所又はお客さま窓口サービスコーナーまで。

お申込みやお問合せなどには、お客さま番号（水道番号）をお知らせ下さい。

担当区域	営業所名	住所	電話	FAX
東山区、山科区、伏見区醍醐支所管内	東部営業所	〒607-8169 山科区柳辻西浦町1番地11	075-592-3058	075-501-1746
北区、上京区、左京区、中京区	北部営業所	〒606-8104 左京区高野竹屋町4番地1	075-722-7700	075-722-7704
右京区、西京区	西部営業所	〒616-8084 右京区太秦安井一町田町14番地	075-841-9184	075-801-9629
右京区京北出張所管内	西部営業所 京北分室	〒601-0251 右京区京北周山町上寺田1番地1	075-852-1820	075-852-1833
下京区、南区、伏見区（醍醐支所管内を除く）	南部営業所	〒612-8062 伏見区鷹匠町33番地	075-605-2011	075-605-1370

●営業時間 平日の午前8時30分～午後5時15分（12月29日～1月3日は休みです。）

年中無休でお客さまからの電話を受付します。

▼ 上下水道に関するすべてのご相談はこちらへ ▼

お客さま窓口サービスコーナー
（京都市上下水道局総合庁舎1階）

☎ 075-672-7770 FAX 075-672-7773

電話受付時間：午前8時30分～午後9時（年中無休）

●窓口受付時間

平日／午前8時30分から午後7時まで ※年末年始（12月29日～1月3日）
土曜・日曜・祝日／午前10時から午後5時まで は休みです。



〒601-8116 南区上鳥羽鉾立町11番地3

▼ 受付時間外 漏水、にぎり水、道路陥没等の緊急時はこちらへ ▼

緊急ダイヤル 受付時間：午後9時～翌朝午前8時30分 ☎ 0800-222-3500

鉛製給水管取替工事や受水槽式給水から直結式給水への切替えなど、給水装置工事に関することは担当の給水工事課まで。

担当区域	担当連絡先名	電話	FAX	住所
北区、上京区、左京区、 中京区、右京区、 西京区（外畑地域を除く）	給水工事課 （北部担当）	北部給水事務係 075-841-3125	075-841-9251	〒616-8084 右京区太秦安井一町田町14番地 （上下水道局太秦庁舎3階）
		北部工事第1係 075-841-3126	075-841-9253	
		北部工事第2係 075-841-3127	075-841-9252	
東山区、山科区、下京区、 南区、伏見区、 西京区（外畑地域のみ）	給水工事課 （南部担当）	南部給水事務係 075-672-3506	075-682-3951	〒601-8116 南区上鳥羽鉾立町11番地3 （上下水道局総合庁舎2階）
		南部工事第1係 075-672-3507	075-682-3952	
		南部工事第2係 075-672-3511	075-682-3953	

上下水道局ホームページからも各種申込みを
承っておりますので、ぜひ、ご利用ください。

京都市上下水道局

検索

上下水道局ホームページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>



#リア充になりたい

すみと・ひかりの SNS 配信中!



Facebook



Instagram



京の上下水道 令和6年度版

■編集・発行／京都市上下水道局総務部総務課（令和6年3月発行） 京都市印刷物 第053171号
〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3 ☎075-672-7810 075-682-2711



京の水からあすをつくる
京都市上下水道局
Kyoto City Water Supply and Sewerage Bureau

